

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする様々なステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるために、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識しております。当社では、経営の健全性の維持と透明性の確保、環境変化に対応した迅速な意思決定、責任の明確化を基本方針とし、その実現に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2】議決権の電子行使
議決権の電子行使については、今後の課題と考えております。

【補充原則4-10】任意の仕組みの活用
当社では取締役7名中4名の社外取締役を選任しております。当社では任意の委員会は設置しておりませんが、取締役会において社外取締役の適切な関与・助言を得ることとしております。

【補充原則4-11】取締役会全体の実効性に関する分析・評価
当社は、取締役会の実効性の分析・評価を行う仕組みを構築しておりませんが、分析・評価を行う手続きの策定と結果の開示を行うことは今後の検討課題と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】いわゆる政策保有株式
当社は、取引先等との安定的・継続的な関係が事業戦略上のメリットとなり、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合において、他社株式を保有することがあります。
保有株式については、保有に伴うリスクやいはリターンを踏まえ、中長期的に経済合理性、必要性があると判断出来るものとし、その保有の継続・拡充・縮小・廃止についての判断は、取締役会で検証を行い、決定します。
また議決権の行使については、当該取引先等の方針・戦略を勘案したうえで、議案ごとに、中長期的な視点で企業価値の向上に資するものか或いは当社の中長期的な経済的利益の増大に資するかを確認のうえ、総合的に判断するものとしております。

【原則1-7】関連当事者間の取引
()関連当事者取引等の実施に対する基本方針
関連当事者との取引等の実施につきましては、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針であります。
()関連当事者取引等の適正性を確保するための体制
当社グループでは、グループ会社も含めた全役員に関連当事者取引等の有無に関する質問書への回答を義務付けております。加えて、監査法人に確認を行っております。
また、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、合理性(事業上の必要性)等を当社取締役会決議、規程に基づき慎重に検討した上で承認を得ることとしており、取引の適正性を確保する体制を築いております。
なお、関連当事者取引のうち、以下に定めるものは取締役会決議としており、該当しない取引については、職務権限表に基づき決裁するものとしております。
会社法に定めのある当社取締役の利益相反取引に該当するもの
職務権限表で取締役会決議と定めのあるもの
その他取引の重要性等を考慮して、稟議の所管部署を担当する管理部担当取締役が取締役会で諮るべきと判断するもの

【原則3-1】情報開示の充実
()会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社は、「使命:薄膜技術の限界にチャレンジし、高度情報化社会実現に貢献する。信条:国際性のある経営陣、社員が知識創造型企業を目指し、お客様と共に発展することを目指す。事業:オプトナテクノロジーをコア技術とし、トータルソリューションを提供する。」というビジョンを掲げ、当該事項を当社のホームページに掲載しております。
また、経営戦略・経営計画については当社ホームページに掲載する予定です。
()コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。
()経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針・手続
本報告書の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「[取締役報酬関係]」に記載のとおりであります。
()経営陣幹部・取締役・監査役の指名の方針・手続
当社は取締役候補・監査役候補の指名に当たっては、当社取締役・監査役、経営陣幹部としての高い倫理観に加え、適格かつ迅速な意思決定やリスク管理能力、当社業界に対する知見や見識等を有する人物を選任しています。
社外取締役候補・社外監査役候補の指名に当たっては、独立性を重視するとともに、高い倫理観、専門知識や見識、経験等を有する人物を先進しております。

各候補者は、取締役会において決定しております。

()経営陣幹部・取締役・監査役の個々の選任・指名についての説明

取締役の指名理由は株主総会の招集通知に記載いたしました。

監査役の指名理由は、監査役小林 信一氏につきましては、当社の管理部総務課長として、当社を総務面から支えてきた実績があり、当社事業に関する理解と企業経営における高い専門知識を有しており、当社経営の監査を遂行いただけると判断し、監査役に選任しております。また、社外監査役清野 英夫氏及び 建初氏につきましては、企業経営・会計・財務業務における豊富な経験及び高い見識を有しており、当社経営の監査を遂行いただけると判断し、社外監査役に選任しております。

【補充原則4-1】取締役会の役割・責務

当社は取締役会規程において、取締役会で判断・決議すべき事項を定めております。取締役会規程においては、法令・定款に定めるもののほか、重要な意思決定事項等を取締役会で判断・決議すべき事項として定められており、これら以外の事項については、業務執行にかかる意思決定を迅速に行うため、職務権限規程に基づき、社長以下に委任することとしております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は独立社外取締役2名を選任しており、独立した中立の立場から取締役会等での確かな助言や意見を述べ、独立社外取締役として役割・責務を果たしております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を充足する候補者を選定しております。

【補充原則4-11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

取締役会において多角的な議論を可能とし、その責務を実効的に果たすことができるよう、取締役の構成にあたっては知識・経験・バランスや多様性等を考慮し、選定することとしております。

【補充原則4-11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

役員の内職状況については、有価証券報告書等の役員の状況の記載欄に記載しております。

【補充原則4-11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりであります。

【補充原則4-14】取締役・監査役のトレーニング

当社としては、取締役・監査役が、外部団体のセミナー等に出席し、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努める機会を提供しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

株主との建設的な対話を促進するための方針は、以下のとおりであります。

()当社のIRは管理部が担当し、取締役専務執行役員管理部長をIR責任者として指定しております。

()当社は管理部を株主との対話の窓口とし、株主への説明に必要な情報を日常的に収集できる体制を構築しております。

()決算説明会を開催し、株主にわかりやすく有益な情報開示に努めることとしております。

()株主との対話の中で把握した意見は、株主からの意見を経営に活かすことができるように管理部が取締役会にフィードバックすることとしております。

()機密情報やインサイダー取引に関する規程を制定し、当社役職員が適切な情報管理に努めるとともに、IR担当者は株主との対話においてインサイダー情報の漏洩がないように情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
浙江水晶光电科技股份有限公司	8,196,000	18.48
株式会社アルバック	4,938,000	11.13
孫 大雄	3,030,000	6.83
JSR株式会社	2,310,000	5.21
大和PIパートナーズ株式会社	1,500,000	3.38
Cernobbio Investment Ltd (常任代理人 大和証券株式会社)	1,338,000	3.02
理研電線株式会社	1,275,000	2.87
肖 連豊	978,000	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	957,000	2.16
FANG HSING PAN (常任代理人 大和証券株式会社)	900,000	2.03

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

当社は、自己株式3,450,000株を所有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
林 敏	他の会社の出身者													
島田 鉄也	他の会社の出身者													
樋口 武	他の会社の出身者													
山崎 直子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 敏		浙江水晶光电科技股份有限公司 董事	同氏は当社株主である浙江水晶光电科技股份有限公司の董事長であり、企業経営における豊富な経験及び高い見識を有しており、当社の経営に対する確かな助言をいただけると考え、社外取締役に選任しております。
島田 鉄也		株式会社アルバック 取締役常務執行役員	同氏は当社株主である株式会社アルバックの電子機器事業部長であり、真空技術に関する豊富な知識及び経験があり、当社の経営に対する確かな助言をいただけると考え、社外取締役に選任しております。

樋口 武		同氏はグローバルな企業経営における豊富な経験及び高い見識を有しており、当社の経営に対する確かな助言を頂けると考え、当社社外取締役役に選任しております。
山崎 直子		同氏は宇宙飛行士としての経験があり、広く航空宇宙工学の知識・見識を有し、経営管理及び光学技術の観点で、当社の経営への貢献をして頂けると考え、当社社外取締役役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査役及び会計監査人は、3ヵ月に1回の頻度で打ち合わせを行い、情報共有、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
清野 英夫	他の会社の出身者													
兪 建初	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

清野 英夫		会計事務所での業務経験や複数社の取締役を歴任し、企業経営・会計・財務業務における豊富な経験及び高い見識を有しており、当社経営の監査を遂行いただけると判断し、社外監査役に選任しております。
兪 建初		海外事業におけるグローバルな経営サポート業務を経験し、企業経営・会計・財務業務における豊富な経験及び高い見識を有しており、当社経営の監査を遂行いただけると判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

業績変動を意識し、業績向上の場合、機敏に年間報酬を決定し、それに基づき各月の支給を行っております。また、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役、従業員等について、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者の個別報酬については、有価証券報告書の役員の報酬等の記載欄に記載しております。その他については、役員区分(取締役(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、社外取締役、社外監査役)ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会の決議により決定した取締役報酬総額の上限の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。個々の報酬額については、役割、貢献度及び業績等を勘案し決定しております。監査役の報酬は、株主総会の決議により決定した監査役報酬総額の上限の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の業務のサポートは管理部が担当し取締役会の付議事項に係る事前説明を行っております。また、社外監査役の業務のサポートは常勤監査役及び内部監査室が担当し取締役の業務執行状況報告や内部監査実施状況等の説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 名

その他の事項

相談役顧問制度はありますが、該当者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会を中心にコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。また、執行役員制度の導入により取締役から執行役員へ業務執行に関する権限委譲を行い、迅速な意思決定及び経営責任の明確化を実現しております。執行役員は社内取締役2名が兼任、3名が専任となっております。

(1) 取締役会

取締役会は7名で構成され、そのうち4名は社外取締役です。取締役会は、月1回開催する他、必要に応じて随時開催し、経営計画に関する事項をはじめ重要事項について審議・決議しております。また、取締役会には、監査役3名が出席して、常に重要な意思決定につきチェックが行われる状況が整備されております。

(2) 監査役会

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、監査方針及び監査計画については監査役会にて協議決定しております。監査役会は原則として月1回開催しており、監査役会規程に定められた事項に基づき、取締役・取締役会に対する監査機能を働かせております。

(3) 経営会議

経営会議は、常勤取締役、執行役員で構成され、原則として毎月2回定例的に開催しております。なお、オブザーバーとして常勤監査役が出席しております。取締役会決議事項の報告、重要な経営事項の審議、決議及び報告を行っております。

(4) その他会議体

上記の他に当社は、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス体制の実効的な運用を推進しております。コンプライアンス委員会は、3ヵ月に1回開催しており、メンバーは代表取締役社長を委員長とし、各委員は法律について一定の知識を有すること、倫理意識が強いことを要件に代表取締役社長が任命し、社員に対し法律遵守意識の普及・啓発や法律違反が発生した場合の事実関係調査、原因究明、再発防止等を協議・対応しております。これにより、コンプライアンスの実効性を高める体制となっております。

リスク管理委員会は、3ヵ月に1回開催しており、メンバーは代表取締役社長を委員長とし、各委員は執行役員・本社各部長から構成しております。リスク対策の見直し、新たなリスクの洗い出し、リスクが顕在化した場合、迅速かつ的確に対応し被害を最小限に食い止め、再発防止等、協議・対応しております。これにより、リスク管理の実効性を高める体制となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は業務執行に対する十分な監督機能を有しており、また監査役会についても経営監視機能の客観性及び中立性が確保されていると考えられることから、現行の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り早期発送に努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算のため一般的な株主総会集中日に該当しないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき課題であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版(要約)を作成の上、当社IRサイトにおいても掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに掲載いたしました。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2018年度前半に開催を予定しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算において決算説明会を実施いたしました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの定期的説明会を開催については、今後の課題と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに掲載いたしました。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業の社会的責任を認識し、企業理念、行動規範を制定し、グループの全役職員に対し、法令等の遵守はもとより、高い企業倫理に基づいた事業活動を推進していくことを周知徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、良き企業市民として周辺地域のゴミ拾いなどの環境保全活動、工業団地の防犯見回りの参加等社会貢献活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、全てのステークホルダーに対し、適時に正確な情報を開示することが上場企業の責務と考えており、この責務を果たすため、ホームページ等の充実にも努め、ニュースリリースやIR情報等、迅速かつ正確な会社情報の開示を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムは、内部監査室が中心となり、内部統制に関連する諸規程・マニュアルの整備や運用ルールの周知徹底・教育を図るとともに、運用状況の継続的モニタリングを行うことで、効果的な内部統制システムの整備体制を構築しております。内部統制システムの内容は下記のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンス体制確立の為、コンプライアンス規程を定め、これらに従い、コンプライアンス経営を推進する。コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンスに関する意識の高揚を図り、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。コンプライアンス経営の確保を目的として、グループ全体を対象とした内部通報制度を設ける。当社及び子会社等においてコンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、コンプライアンス委員会で対処方法を速やかに検討し実施する。財務報告に係る内部統制について、社内の責任体制等を明確にし、財務報告の信頼性を確保する。監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。内部監査部門は、内部統制の評価並びに業務の適正・有効性について監査する。反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における意思決定に係る情報、代表取締役の重要な決裁に係る情報については、法令・定款及び社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切な状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

健全な経営基盤の確立と安定した収益を確保するため、リスク管理に関する基本的な考え方、行動指針等を定めた「リスク管理方針」をリスク管理の最上位の方針と位置付け、基本方針に基づき、リスクの定義及び主管責任部門を定める。代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会が、リスク管理方針を策定し、リスク管理規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進する。リスクが顕著化した場合またはリスクが顕著化する恐れがある場合、災害時等の緊急対応時マニュアルに基づき、緊急対策本部を設置し迅速に対応する。監査役及び内部監査部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会」と取締役及び執行役員をもって構成する「経営会議」を意思決定・監督機関と位置付け設置する。それぞれの運営及び付議事項等を定めた「取締役会規程」及び「経営会議規程」を制定する。中期事業計画は経営会議、取締役会を経て策定され、それらに沿った事業戦略及び諸施策を図る。また、社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づく子会社運営基準において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスクマネジメント規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを統括的に管理する。当社及び子会社からなるグループ間の協調、連携及び情報共有並びに経営層による業務執行状況のモニタリングを目的として、毎月業務報告会を開催する。当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。当社の各部門及び子会社は、業務遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(7) 監査役職務を補助すべき従業員を置く事を求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役会が職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、当該従業員を置くものとする。配置にあたっての従業員の人数、人選等については、監査役の意見を十分考慮して検討する。

(8) 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき従業員は、もっぱら監査役の指揮・命令に従うものとする。監査役職務を補助する従業員は、他部署を兼務しない。

(9) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

(10) 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制
取締役及び執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に、必要の都度、遅滞なく報告する。取締役、執行役員及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

(11) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、必要に応じ代表取締役、会計監査人、内部監査部門等とミーティングを行う。

監査役は、会計監査人、内部監査部門等と、情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

(14) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理規程に基づきリスク管理委員会が各部門のリスク管理体制をモニタリングし、改善等の施策の提案・助言を行う体制としております。また、コンプライアンス規程に基づきコンプライアンス委員会が、各部門におけるコンプライアンスの徹底を推進する体制としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループ及びその特別利害関係者、取引先等は反社会的勢力との関係を一切有しておりません。

当社は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」及び各都道府県が施行する暴力団対策条例等を踏まえ、「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制を構築しております。

反社会的勢力に関する業務を所轄する部署は管理部とし、規程だけでなく「反社会的勢力排除対応マニュアル」を整備しております。

また、反社会的勢力との関係・取引等を一切しないために、新聞記事検索・インターネット検索・面談等を調査の確認手法とし、株主・役員・従業員・取引先について、原則として相手の業務内容、取引状況、取引開始の事情・状況、取引の当社グループにとっての必要性、取引価格の公正・公平性を確認すると共に、業務上の取引による支払については支払先が反社会的勢力でないことに留意することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

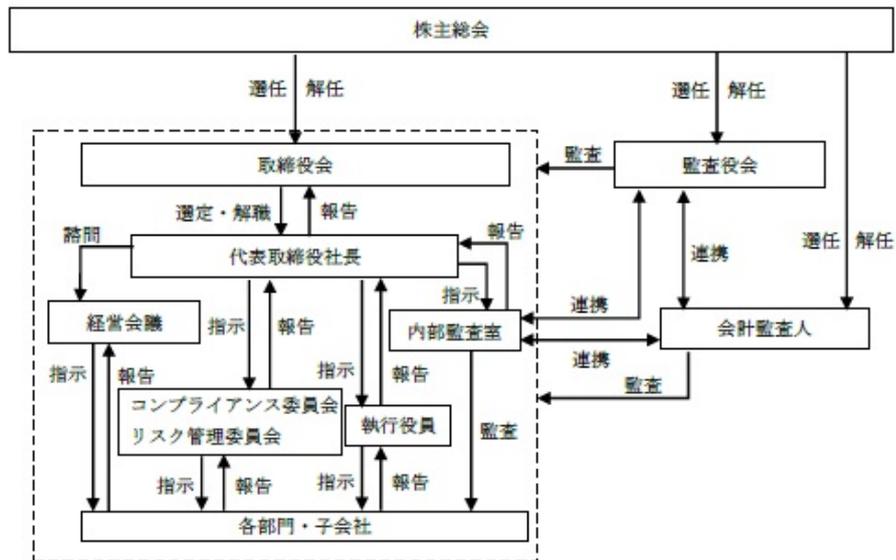
買収防衛策の導入の有無

なし

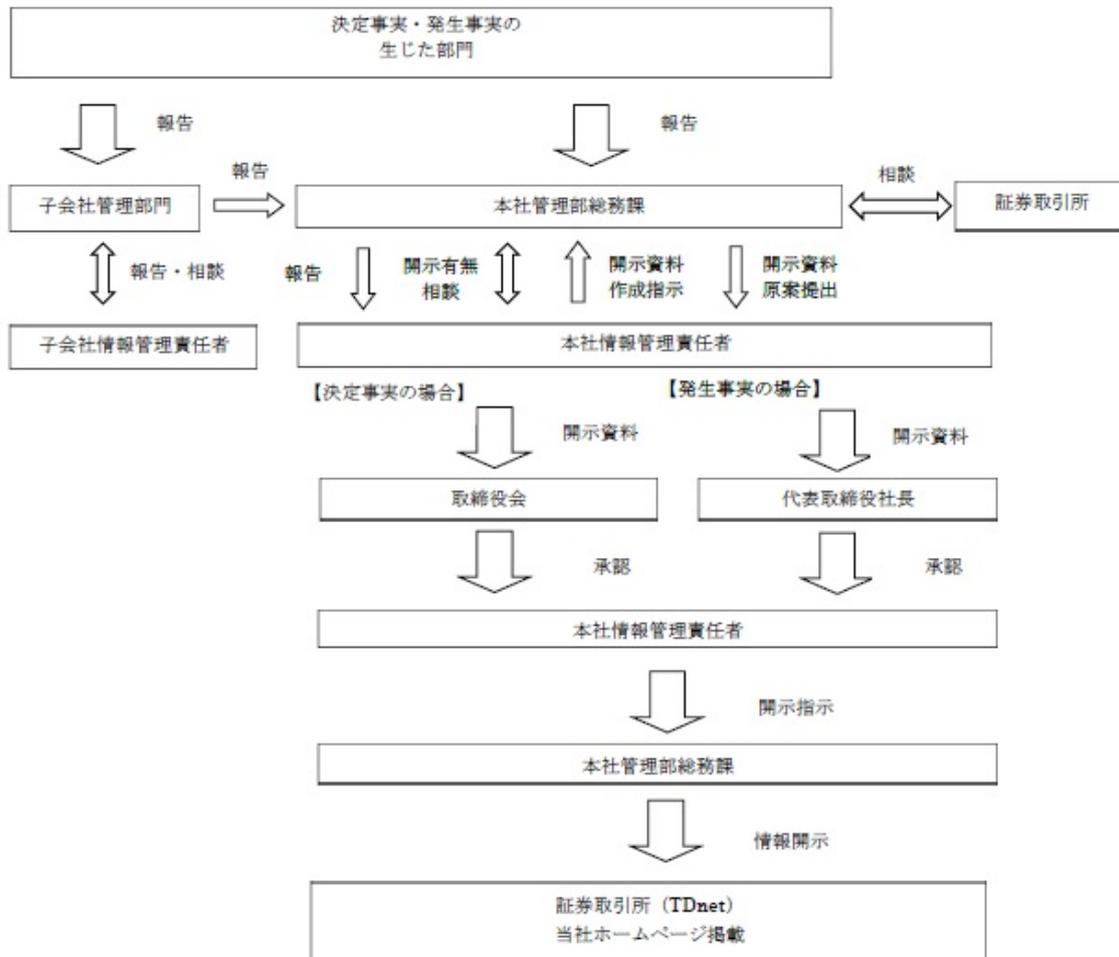
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制】



【決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー】



【決算に関する情報の適時開示業務フロー】

